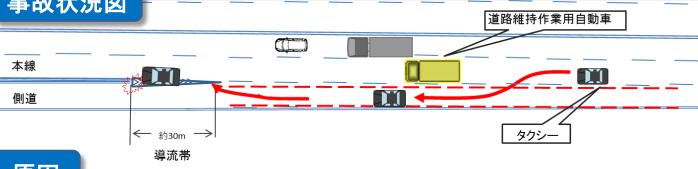
事業用自動車事故調査報告書 概要 ~タクシーの衝突事故~ (東京都江戸川区)

事故概要

平成28年5月30日21時57分頃、東京都江戸川区の都道 318号線(環七通り)の陸橋上において、タクシーが乗客 1名を乗せて片側3車線道路の第2車線を走行中、低速で 走行していた前方の道路維持作業用自動車を第1車線側から 追い越した後、第2車線へ戻ろうとした際、タクシーの左 前部が、側道と本線とを分岐させるため第1車線と第2車 線の間に設置された分離帯の先端部に衝突した。 この事故により、乗客が死亡し、運転者が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 運転者の速度超過や左側からの追越し、脇見運転といった法令違反の無理かつ危険な運転行為 が、本事故の直接的な原因と考えられる。
- 当該事業者において、同運転者に適性診断を受診させておらず、同運転者の運転特性や平素の 運転行動の把握及びそれに基づく安全指導を十分に行っていなかったことも、同運転者の危険 な運転行為の背景にあると考えられる。
- 運転者はシートベルトの着用案内を行っておらず、乗客がシートベルトを着用しなかった。こ のため、乗客は衝突の衝撃で前方へ飛び出し、ドア支柱に頭部が衝突したものであり、シート ベルトの非装着が被害を拡大したと考えられる。

再発防止策

- **★ 事業者は、運転者に対し定期的な適性診断を受診させるほか、ドライブレコーダーを活用する** などにより運転特性を把握し、その結果を活用した指導教育を行うこと。また、指導教育が形 式的にならないよう、実践型の手法を取り入れるなどの工夫、運転者の理解度を把握する仕組 みを整えること。
- ★ 事業者は、運転者に対し、乗客の安全を確保するためにシートベルトの着用が必要不可欠であ ることを認識させ、乗客への積極的な案内や、乗客が見やすい位置への掲示物の貼付け等によ り、乗客のシートベルト着用を促すこと。